

公布された規則のあらまし

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）

- 1 規則の題名を地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の改正に伴い、課税免除の申請手続、課税免除申請書の様式その他必要な事項を定めることとした。（第 2 条、第 4 条及び様式第 1 号～様式第 3 号関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 24 号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第 7 条の新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数を平成 36 年 3 月 31 日までの間、療養病床に係る既存の病床の数とみなす場合を定めることとした。（第 9 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。